

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【会社名】	株式会社M T G
【英訳名】	M T G C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 剛
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 C F O 田島 安希彦
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区本陣通二丁目32番
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 松下 剛及び当社最高財務責任者 田島 安希彦は、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは国内外においてBeauty・Wellness分野の商品開発及び販売事業を中心に複数の事業を展開しております。これら複数の事業展開が財務報告に与える影響を踏まえると、事業規模や財務状況の把握が重要な要素と考えることから、これらの影響を示す指標として、売上高及び棚卸資産が適切であると判断しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会社間取引消去後の売上高及び棚卸資産における構成割合に加え、連結会社間取引消去後の売上高及び棚卸資産だけでは、各事業拠点の当社グループにおける重要性を適切に判定できない可能性があることから、連結会社間取引消去前の売上高における構成割合についても考慮し、いずれも構成割合の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。評価範囲の選定において、3分の2を用いた理由は、全社的な内部統制が良好であり、また、売上高及び棚卸資産の概ね3分の2に達していない事業拠点については、いずれも売上高及び棚卸資産に占める割合が僅少であり、財務報告への金額的影響が僅少であると判断したためであります。また、選定した事業拠点に限らず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務を確認した結果、財務報告へ影響を及ぼす重要性の高い業務プロセスは認められなかったため、評価対象には追加しておりません。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

（前事業年度に係る内部統制報告書に記載した開示すべき重要な不備に対する是正状況）

当社グループは、前事業年度に係る内部統制報告書に記載した開示すべき重要な不備（全社的な内部統制、業務プロセス）に対して、当事業年度末日までに以下の改善措置を実施の上、内部統制の改善状況を確認しました。その結果、当事業年度末時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（1）全社的な内部統制における開示すべき重要な不備の再発防止策

子会社役員の選任手続の人物評価の拡充及びコンプライアンス意識の向上のための実効的な教育・研修の実施

子会社取締役の選任手続きにおける人物評価の規程を見直し、外部調査会社を利用したバックグラウンド

チェックを必須とする等手続きを拡充・具体化いたしました。また、現職の全子会社取締役につき、遡及して外部調査会社によるバックグランドチェックを行いました。

当社グループ取締役就任に際し、知識を補い意識を醸成するため、取締役等の義務と責任についての外部研修を受講することを規定いたしました。また、現職の当社グループ取締役につきましては、本研修の受講を追加的に実施いたしました。

全ての当社グループ取締役に対し、社内規程の意義や業務上の過誤への対応等に関するメッセージを発信するとともに、今後実施するコンプライアンス研修において、前事業年度に発生した不適切行為に関する具体的な内容を盛り込み、研修の実効性を高めてあります。

子会社の網羅的なリスク分析とその結果に基づく統制の充実

全ての子会社を対象とし、定量的な視点のみならず、子会社の事業内容や人員体制、業界の商慣習なども把握してリスクシナリオを想定した分析検討を実施し、他に特殊な業界の商慣習がないことを確認いたしました。

当社から非常勤取締役を派遣することにより、取締役1名の子会社を解消するとともに、子会社取締役に対するサポートと監督の役割を担う本部長を選任いたしました。

経営面・統制面に違和感がないか分析・検証等のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営指導や改善提案等を行う専任部署を新設いたしました。

なお、株式会社M'sエージェンシー（以下「M'sエージェンシー」という。）につきましては、会計・税務の修正の手続きが終了したため解散しております。

**(2) 業務プロセスにおける開示すべき重要な不備の再発防止策**

業務プロセスの見直しと、実効性を確保するための親会社による監督・支援の強化

子会社において稟議承認と請求書の照合等、会計に関連する業務を担当する者につき、その業務指示、監督、評価を、本社財務経理部が行うこととし、その実施状況についてチェック・モニタリングする専任部署を新設いたしました。

子会社も含め個人の担当者が請求書を受領することを禁じ、共有の請求書受領アドレスを設定し、共有化による透明化を図り、支払いのプロセスにおいてこれを点検しております。

**(3) その他**

内部通報による不利益取り扱いの禁止を規定しているものの、もう一層、通報者の不安を払拭するなど通報しやすい窓口とすることに取組み、より適切な運用を確保しました。また、外部の取引先等からの相談や通報を受けるフォームをホームページに設置の上周知を行い、通報制度の充実を図りました。

M'sエージェンシーが担っていたメディア広告業務につきましては、個人に権限が集中しないような新たな業務体制を構築しております。

**(財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象)**

当事業年度末日後、当社で使用する基幹システムを変更しております。この変更は翌事業年度以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**5【特記事項】**

特記すべき事項はありません。